

条 例 見 直 し 調 書

作成年度

平成 20 年度

条 例 名	ポスター掲示場に関する条例		
条 例 番 号	昭和 57 年神奈川県条例第 55 号	法 規 集	第 1 編第 2 章第 1 節
所 管 部 局 室 課	総務部市町村課		
条 例 の 概 要	公職選挙法第 144 条の 2 第 8 項の規定に基づき、神奈川県議会議員選挙における選挙運動用のポスター掲示場の設置等について定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 (現在でも必要な条例か。)	公職選挙法は、金のかからない選挙を実現するとともに、候補者間の選挙運動の機会均等を図る手段として選挙運動用ポスターの掲示場を設ける制度を採用している。本県においても同様の趣旨から、県議会議員選挙においてこの制度を採用しており、これを定める本条例は必要である。	
	有効性 (現行の内容で課題が解決できるか。)	本条例に基づき、県議会議員選挙の都度、ポスター掲示場が設置され、候補者が選挙運動用のポスターを掲示しており、選挙運動の機会均等の確保に有効に機能している。	平成 19 年県議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置数 12,204 箇所
	効率性 (現行の内容で効率的といえるか。)	ポスター掲示場の設置に関する事務は、市区町村の選挙管理委員会が行うとともに、掲示場の数は、市区町村における地勢、交通等の事情により減ずることができるとしており、効率的である。	
	基本方針適合性 (県政の基本的な方針に適合しているか。)	公職選挙法に基づき、県議会議員の選挙運動用ポスターの掲示場の制度を定めたものであり、県の基本方針と齟齬をきたすものではない。	
	適法性 (憲法、法令に抵触しないか。)	公職選挙法に基づき、県議会議員の選挙運動用ポスターの掲示場の制度を定めたものであり、憲法、法令に抵触するものではない。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	
次回見直し予定	平成 25 年度	見直し規定の有無	有 (無)